

二戸市育英資金貸与生選考基準

1 選考方針

市内に住所を有する者の子弟であり、高等学校等（高等学校又は中学校卒業程度を入学資格とする学校）、又は大学等（高等専門学校、大学、大学院又は高等学校卒業程度を入学資格とする学校）に在学する者で、経済的理由により修学が困難であると認められる者を予算の範囲内で選考する。

2 選考基準

本人の属する世帯の認定所得金額が、別表1に掲げる所得基準額以下であること。
 （本人と生活を一にする家族、家計支持者又は就学者の別居、病気療養のための別居については同一家族とみなす。）

（1）認定所得金額

本人の属する世帯の所得金額の合計（総所得金額）から、別表3に掲げる特別控除額を控除した金額をいう。

（A）給与収入等の所得金額

$$\text{所得金額} = \text{収入金額} - \text{別表2に掲げる控除額}$$

（B）給与収入等以外の所得金額

$$\text{所得金額} = \text{収入金額} - \text{必要経費}$$

（2）別表1 所得基準額

区 分	世帯人数	所 得 基 準 額
高 校	1人	1,430,000円
	2人	2,290,000円
	3人	2,640,000円
	4人	2,860,000円
	5人	3,070,000円
	6人	3,250,000円
	7人	3,410,000円
	8人以上	3,570,000円（1人増す毎に160,000円を加算）
大 学 等	1人	1,780,000円
	2人	2,820,000円
	3人	3,280,000円
	4人	3,550,000円
	5人	3,820,000円
	6人	4,020,000円
	7人	4,220,000円
	8人以上	4,420,000円（1人増す毎に200,000円を加算）

(3)別表2 給与収入等の控除額

年間収入金額	控除額
400万円以下の場合	年間収入額 × 0.2 + 263万円
(注) ただし、収入金額が329万円未満の控除額は収入金額と同額である。	
400万円を超え878万円以下の場合	年間収入額 × 0.3 + 223万円
878万円を超える場合	486万円

(※) 俸給、給料、賃金、年金は、給与収入とみなす。

(4)別表3 特別控除額表

特別の事情	特別控除額			
1. 母子・父子世帯であること	49万円			
2. 就学者のいる世帯であること ※ 児童生徒・学生 1人につき	小学校		8万円	
	中学校		16万円	
	区 分		自宅通学	自宅外通学
	高等学校	国・公立	28万円	47万円
		私立	41万円	60万円
	高等専門学校	国・公立	36万円	55万円
		私立	60万円	80万円
	大学	国・公立	59万円	102万円
		私立	101万円	144万円
	専修学校	高等課程	国・公立	17万円
私立			37万円	46万円
専門課程		国・公立	22万円	62万円
		私立	72万円	112万円
3. 障害者のいる世帯であること	重度心身障害者 1人につき			86万円
4. 長期療養者のいる世帯であること	療養のため特別に経常的な支出をしている年間金額			
5. 主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、71万円を限度とする。			
6. 火災、風水害または盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額			